

瀬戸市情報公開審査会答申第10号

1 審査会の結論

「平成15年4月27日執行瀬戸市長選挙及び瀬戸市議会議員一般選挙における当選者の候補者届出書類」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行なった一部開示決定のうち、戸籍抄本及び戸籍謄本の不開示部分について、本籍地の都道府県名は開示とすべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成18年6月28日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成18年7月13日付け18瀬選第51号により実施機関が行なった一部開示決定処分について、この処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、本件対象文書において実施機関が不開示とした部分は、条例第4条第2号に該当しないというものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 公表情報について

本件対象文書中、立候補者の氏名、住所、性別、生年月日、本籍地の都道府県名は、条例第4条第2号アで規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため不開示情報ではない。

(2) 戸籍抄本及び戸籍謄本の記載事項について

本件対象文書中、戸籍抄本及び戸籍謄本の記載事項は、条例第4条第2号で規定する個人に関する情報で、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示情報である。

(3) 届出者の印影について

本件対象文書中、届出者の印影は、個人の印影であり、条例第4条第2号で規定する個人に関する情報で、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示情報である。

(4) 不開示部分の錯誤

本件対象文書中、戸籍抄本及び戸籍謄本に記載された本籍地の都道府県名は、錯誤により不開示としたものである。

4 当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行なった。

- (1) 平成18年 9月 8日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同 年10月 2日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同 年11月 9日 実施機関からの説明聴取、審査
- (4) 同 年12月15日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書の不開示部分が、条例第4条第2号に規定する不開示情報に該当しないと主張し、開示を求めている。そこで、当審査会は、実施機関が特定した本件対象文書中、実施機関が不開示とした部分の不開示情報該当性について審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が特定した対象公文書は、候補者届出書、供託書、宣誓書、戸籍抄本、戸籍謄本及び通称認定申請書である。

これらは、瀬戸市長選挙及び瀬戸市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第1項の規定により公職の候補者になろうとする者が選挙長に届け出る書類である。

(2) 告示により公表される情報について

法第86条の4第1項の規定による届出があったとき、選挙長は同条第11項の規定により直ちにその旨を告示することになっており、その告示すべき事項は、瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）第27条に規定されている。具体的には、公職の候補者になろうとする者の本籍の都道府県名、住所、所属政党等、職業、氏名（通称の使用を認定したときは、その通称を含む。）、氏名のふりがな、生年月日及び届出年月日並びに推薦届出者の氏名及び住所が告示すべき事項として定められている。

したがって、本件対象文書中、法第86条の4第11項の規定により告示される事項については、条例第4条第2号アに規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため、開示すべき情報である。

(3) 戸籍事項に関する情報について

実施機関は、戸籍事項に関する情報を、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と判断し、本件対象文書中、候補者届出書、戸籍抄本及び戸籍謄本の一部を不開示としている。

候補者届出書中の本籍地は、法第86条の4第11項の規定により告示される事項である都道府県名を除き、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

戸籍抄本及び戸籍謄本中、この告示される事項以外の情報は、候補者及びその家族等の戸籍に関する情報であり、これらは公にすることにより特定の個人を識別できる情報であると同時に、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件対象文書中、本籍地の都道府県名を除く戸籍事項に関する情報は、条例第4条第2号に規定する不開示情報であり、不開示とするのが妥当である。ただし、実施機関が理由説明書において説明するように、開示の実施に際し戸籍抄本及び戸籍謄本中の本籍地の全てを不開示としたのは実施機関の錯誤であり、本籍地のうち都道府県名は開示すべきである。

(4) 届出者の印影について

実施機関は、届出者の印影を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と判断し、本件対象文書中、候補者届出書、供託書、宣誓書、通称認定申請書の印影部分を不開示としている。

本件対象文書中の印影は、候補者個人の印影である。印影については、飲食店等の領収書等における印影のように公表を前提にしたものもあるが、本件対象文書における印影は、法第86条の4第11項の規定により告示される事項には該当せず、公にされ又は公にすることが予定されているものといえない。また、候補者が当該印影を公表していると類推することは難しく、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件対象文書中、候補者の印影については、条例第4条第2号に規定する不開示情報であり、不開示とするのが妥当である。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから上記1記載のとおり判断した。